

令和6年度広報・調査等交付金を活用した事業概要の公表について

単位(円)

番号	都道府県名	事業主体	交付金事業の名称	交付金事業の概要	総事業費	交付金充当額	交付金事業の実施場所	備考
1	福島県	福島県	広報・調査等交付金	原子力発電施設等が地域住民等の生活に及ぼす影響について、関係自治体等と情報共有を図りながら、情報収集等や監視を行うため、廃炉安全監視協議会の立入調査等及び現地駐在職員による状況確認等を実施します。 また、上記取組や放射線等に関する情報を地域住民等の理解の向上を図るため、県ホームページ、冊子などの媒体を通じて、広報を行います。	43,456,141	43,456,141	福島県内	

I . 事業評価総括表

(単位:円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備 考
1	広報・調査等事業	福島県	43,456,141	43,456,141	

(備考)事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ. 事業評価個表

交付金事業の名称	
1	広報・調査等事業
交付金事業者名又は間接交付金事業者名	
福島県	
交付金事業実施場所	
福島県内	
交付金事業の概要	
福島第一原子力発電所の事故により、今なお2万人を超える方々が県内外への避難を続けており、原子力発電所の状況に対して、避難者を始めとした多くの県民が漠然とした不安や懸念を抱いている中、廃炉に向けた取組等における地域住民等の生活に及ぼす影響等について、関係自治体等と情報共有を図りながら、情報収集等や監視を行います。 調査事業として、関係市町村と学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」、住民及び各種団体の代表者等で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」などの開催し、専門家・県民の目線で廃炉の取組の監視を行います。 連絡調整事業として、現地駐在職員による原子力発電所の現地確認・調査等を実施し、情報収集を行います。 また、広報事業として、上記取組や放射線等に関する情報を地域住民等の理解の向上を図るため、広報紙、行政冊子の作成などを通じて、きめ細やかな広報を行います。	
総事業費	43,456,141
交付金充当額	
うち文部科学省分	
うち経済産業省分	
43,456,141	
0	
43,456,141	
交付金事業の成果目標	
・原子力発電所の監視体制を強化し、地域住民等の生活におよぼす影響を把握します。 ・原子力発電施設等に関する地域住民等の理解向上（不安等の解消）を図るとともに、正確で迅速な情報発信を行います。	
交付金事業の成果指標	
（調査事業） ・廃炉作業等の安全、安心の確保の取り組みに対する県民意識の把握 【日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合（県民意識調査） 29%以下】 ・各種会議・協議会・部会（立入調査・現地調査含む） 18回実施 （広報事業） ・関係市町村、避難者用広報紙 年4回発行 ・行政冊子「原子力行政のあらまし」作成 500冊発行、県ホームページへの公開 （連絡調整事業） ・原子力発電所への現地確認調査回数 246回	
交付金事業の成果及び評価	
（調査事業） ・廃炉作業等の安全、安心の確保の取り組みに対する県民意識の把握 【日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合（県民意識調査） 20.1%】 ・各種会議・協議会・部会（立入調査・現地調査含む） 17回実施しました。 （広報事業） ・関係市町村へ避難者用広報紙を年4回発行しました。 ・行政冊子「原子力行政のあらまし」を500冊発行し、県ホームページへ公開しました。 （連絡調整事業） ・原子力発電所への現地確認調査を252回行いました。	
交付金事業の契約の概要	
契約の目的	契約の方法
【調査費】委員等謝金	—
【調査費】委員等旅費	—
【調査費】会場等借用料等	随意契約（特命・少額）
【調査費】会議等における委員等への飲食代	随意契約（少額）
【調査費】議事録作成筆耕代等	随意契約（少額）
【調査費】原子力発電所状況調査等に係る旅費	—
【調査費】原子力発電所状況調査等に係る内部よく測定	—
【調査費】原子力専門研修	—
【調査費】原子力関係書籍代	随意契約（少額）
【調査費】新聞等購読料	随意契約（少額）
【調査費】測定機器点検校正費	一般競争入札
【調査費】ホールボディカウンター測定	—
【調査費】人件費（賃金、社会保険料等）	—
【調査費】NHK受信料	随意契約（少額）
【調査費】原子力発電関連団体協議会負担金	—
【一般事務費】「廃炉に向けた取組状況に係る広報紙」作成等	随意契約（公募型プロポーザル）
【一般事務費】「廃炉に向けた取組状況に係る広報紙」配布手数料	随意契約（特命）
【一般事務費】行政冊子（令和5年度版「原子力行政のあらまし」）	一般競争入札
【一般事務費】広報車	一般競争入札
【一般事務費】広報用車両点検修繕他	随意契約（少額）
【一般事務費】会議映像配信	一般競争入札
【一般事務費】市町村打合せ等旅費	—
【一般事務費】資料作成費	一般競争入札、随意契約（少額）
【一般事務費】衛星携帯電話	一般競争入札
【一般事務費】通信費（庁内電話、携帯電話ほか）	随意契約（少額）
【一般事務費】車両燃料費	随意契約（少額）
【一般事務費】ETC使用料	随意契約（少額）
【一般事務費】物品購入費（現地）	随意契約（少額）
【一般事務費】資料作成費（現地）	随意契約（少額）
【一般事務費】通信費（現地）等	随意契約（少額）
【一般事務費】事務スペース賃借料	随意契約（少額）
【一般事務費】光熱水費ほか	随意契約（少額）
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	
無	

（備考）（1）事業ごとに作成すること。

（2）番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

（3）交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。

（4）交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

（5）交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

（6）交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

（7）成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、その名称及び構成員等を記載すること。